

桑名市上下水道事業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項並びに第22条の3第4項の規定に基づき、桑名市水道事業及び下水道事業の総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関並びに収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、同令第22条の2第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 総括出納取扱金融機関

総括出納取扱金融機関名	株式会社大垣共立銀行
摘要	支払の事務については、桑名支店
指定期間	令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

2 出納取扱金融機関

出納取扱金融機関名	株式会社百五銀行
摘要	支払の事務の一部については、桑名支店
指定期間	令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

3 収納取扱金融機関

収納取扱金融機関名	株式会社三菱UFJ銀行
	株式会社三十三銀行
	株式会社あいち銀行
	株式会社十六銀行
	株式会社ゆうちょ銀行
	桑名三重信用金庫
	東海労働金庫
	三重北農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和8年6月1日から施行する。
(令和6年桑名市上下水道事業告示第3号の廃止)
- 令和6年桑名市上下水道事業告示第3号は、廃止する。